りそな銀行浜松支店	モリ　リョウスケ	0013823
イーバンク（現楽天）銀行オペラ支店	アカイ　テルユキ	3985621
イーバンク（現楽天）銀行サンバ支店	アライ　ヤストモ	3795419
イーバンク（現楽天）銀行サルサ支店	アラカキ　シンイチ	3995747
イーバンク（現楽天）銀行ジャズ支店	アリタ　マサヒロ	4753527
イーバンク（現楽天）銀行ジャズ支店	ウタシロ　マサコ	4146043
イーバンク（現楽天）銀行オペラ支店	オオモリ　エツコ	4127106
イーバンク（現楽天）銀行サンバ支店	カワジ　ヤスアキ	1778800
イーバンク（現楽天）銀行リズム支店	ササキ　カズエ	4064689
イーバンク（現楽天）銀行サルサ支店	シミズ　ススム	3896609
イーバンク（現楽天）銀行ダンス支店	シミズ　フトシ	3961573
イーバンク（現楽天）銀行ダンス支店	スガイ　サダコ	3796670
イーバンク（現楽天）銀行ジャズ支店	スズキ　マサト	4225776
イーバンク（現楽天）銀行タンゴ支店	タケダ　ハルキ	4113596
イーバンク（現楽天）銀行ダンス支店	タニガワ　マサノブ	3858926
イーバンク（現楽天）銀行ダンス支店	ナガイ　ヒロミ	2755848
イーバンク（現楽天）銀行ロック支店	ナカムラ　シゲル	4556711
イーバンク（現楽天）銀行サンバ支店	ニシヤマ　ヤチヨ	3994128
イーバンク（現楽天）銀行リズム支店	ヌマザキ　トモミ	4029018
イーバンク（現楽天）銀行ジャズ支店	ハシモト　ヨウコ	4753462
イーバンク（現楽天）銀行ジャズ支店	ヒラカワ　ヒカル	4708580
イーバンク（現楽天）銀行オペラ支店	ヒラダテ　タケシ	3945042
イーバンク（現楽天）銀行タンゴ支店	フジイ　シンジ	3990860
イーバンク（現楽天）銀行オペラ支店	フタジマ　リュウイチロウ	3934539
イーバンク（現楽天）銀行ダンス支店	ホウモト　サチコ	3981728
イーバンク（現楽天）銀行ワルツ支店	ホンマ　ミホ	3631961
イーバンク（現楽天）銀行ダンス支店	ムカイダ　トシコ	4003231
イーバンク（現楽天）銀行ダンス支店	ヤナギハラ　アキオ	3745358
イーバンク（現楽天）銀行ロック支店	ワキヤマ　トクミ	4433067
三井住友銀行鳳支店	アリタ　マサヒロ	1483481
三井住友銀行千住支店	カサイ　トミコ	7215930
三井住友銀行横浜中央支店	カラカマ　クニカズ	7307360
三井住友銀行東林間支店	クスモト　ヨシノリ	0887167
三井住友銀行八千代支店	ササキ　ヒロコ	6797173
三井住友銀行横浜中央支店	タカハシ　トシヒコ	7305999
三井住友銀行甲府支店	ナカジマ　シゲキ	4360234
三井住友銀行町田支店	ナカムラ　ユウキ	7820168
三井住友銀行札幌支店	モリアイ　ヒデキ	7119435
三井住友銀行町田支店	ワタナベ　トモユキ	7772167
三菱東京ＵＦＪ銀行学芸大学駅前支店	イマモト　カズスケ	0022507
三菱東京ＵＦＪ銀行新潟支店	ウタシロ　マサコ	0012687
三菱東京ＵＦＪ銀行横須賀支店	オオサカ　トシコ	0041796
三菱東京ＵＦＪ銀行京都駅前支店	ゴトウ　ヤスロウ	4681769
三菱東京ＵＦＪ銀行八千代支店	ササキ　ヒロコ	0045158
三菱東京ＵＦＪ銀行水戸支店	サトウ　カツユキ	0043013
三菱東京ＵＦＪ銀行水戸支店	ナガイ　ヤスアキ	0041197
三菱東京ＵＦＪ銀行鎌ヶ谷特別出張所	ミヤサカ　タカシ	0016434
三菱東京ＵＦＪ銀行四日市支店	ミヤジマ　マサ	0032588
三菱東京ＵＦＪ銀行福岡支店	ワキヤマ　トクミ	0186465
足利銀行西那須野支店	カサイ　トシヒコ	3431950
東邦銀行水戸支店	ナガイ　ヒロミ	0232069
福岡銀行ネットワン支店	オグラ　ヒロシ	0023401
東京スター銀行池袋支店	ハヤシ　ヒロアキ	6256052

⑶　主な犯行態様

ア　前記４⑴記載の業者名等でダイレクトメールを送って電話をかけさせ、または同業者名等を名乗って電話をかけ、金員を借りることを勧誘する。

イ　金員貸付の契約が成立すると、借受人の預貯金口座に現金を振り込む。

ウ　１週間ないし10日間の期限で、元利金を一括返済させる。一括返済できないときは、利息のみを振り込ませた上、新たに期限を設け、その期日までに元利金を一括返済させる。

エ　元利金の返済及び利息の支払いを、指定された銀行等口座へ振り込ませる。

５　開始決定の時における給付資金の額　金5,005万8,099円

６　支給申請期間　平成24年９月18日から平成24年11月19日までの間

７　犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

⑴　被告人の氏名　①　五十嵐健太郎　②　近藤　　旭、金田　淳志　③　河本　瑞生
④　島袋　政徳　⑤　藤井　圭介

⑵　裁判所名　①④⑤山形地方裁判所　②③仙台高等裁判所

⑶　裁判年月日　①平成23年３月３日　②平成23年10月24日　③平成23年10月28日
④平成23年２月21日　⑤平成23年１月18日

⑷　確定年月日　①平成23年３月16日　②平成23年11月８日　③平成23年11月12日
④平成23年３月８日　⑤平成23年２月２日

⑸　没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

（事実の要旨）

被告人らは共謀の上、東京都内に事務所を設置して無登録貸金業を営むとともに、法定の制限を超える高金利で貸し付けた金銭の利息を受領していたものであるが、上記犯罪行為により得た現金の帰属を仮装しようと企て、平成18年３月13日から同22年６月４日までの間、多数の借受人をして、被告人らが管理する借名口座である神奈川県海老名市内のスルガ銀行海老名支店ほか19か所に開設された石井中名義の普通預金口座ほか34口座に現金合計9,427万7,500円を振込送金させ、もって犯罪収益等の取得につき事実を仮装した。

（罪　　名）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第１項前段違反

８　この公告に関する問い合わせ先（申請書の持参又は郵送による提出窓口）

〒990―0046　山形県山形市大手町１番32号
山形地方検察庁　被害回復給付金担当　電話番号　023―625―0904

○　上記３の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（山形地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記８のとおり）。

○　当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。